

各 位



平成 21 年 5 月 15 日

会 社 名 富士重工業株式会社
代表者名 取締役社長 森 郁夫
コード番号 7270 東証第 1 部
問合せ先 総務部長 中村 俊雅
電話番号 (03) 3347-2005

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 78 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更をおこなうものであります。(現行定款第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条)
なお、現行定款第 6 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更を決議したものとみなされております。
- (2) また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日(予定)

以上

定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	
第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第7条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、 <u>第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～4. (条文省略)	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～4. (現行どおり)
第11条～第49条 (条文省略)	第10条～第48条 (現行どおり)
(新設)	附則
	第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u>